

障害のある方のために

里庄町健康福祉課

1. 相談窓口

2. 障害者手帳

身体障害者手帳

療育手帳

精神保健福祉手帳

3. 障害のある方を支援する制度

①年金・手当

障害基礎年金

特別障害給付金制度

特別障害者手当

特別児童扶養手当

障害児福祉手当

児童扶養手当

援護金

岡山県心身障害者扶養共済制度

②医療・訪問看護等

心身障害者医療費助成制度

自立支援医療（更生医療・育成医療）

自立支援医療（精神障害者医療）

後期高齢者医療制度の適用

③日常生活の援助

補装具の製作・修理

日常生活用具の給付・貸与

外出支援サービス

成年後見制度

高齢者・障害者無料法律相談

日常生活自立支援事業

④障害者総合支援法による障害福祉サービス

⑤児童福祉法による障害児通所支援

⑥地域生活支援事業

相談支援事業

手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣

移動支援事業

日中一時支援事業

地域活動支援センター事業

自動車運転免許取得支援事業

自動車改造助成事業

⑦交通・移動の援助

JR旅客運賃の割引

バス運賃の割引

有料道路通行料金の割引

タクシー運賃の割引

航空旅客運賃の割引

障害者通院支援金給付事業

（人工透析）

駐車禁止除外車両標章の交付

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度

⑧公共料金の減免

NHK放送受信料

携帯電話の割引

ふれあい案内

（NTTの無料番号案内）

青い鳥郵便はがきの無償配布

公共施設などの入場料

⑨税の控除・減免

所得税・住民税等

自動車税・軽自動車税・自動車取得税

⑩就労支援・福祉就労

職業紹介

倉敷障害がい者就業・生活支援センター

岡山障害者職業センター

国立吉備高原職業リハビリセンター

4. その他

障害のある方のマーク

1. 相談窓口

町役場・社会福祉協議会

窓 口	所 在 地	電話・FAX 番号
里庄町健康福祉課	〒719-0398 里庄町大字里見 1107-2	TEL (0865) 64-7232 (直) FAX (0865) 64-7236 (直)
社会福祉法人 里庄町社会福祉協議会	〒719-0398 里庄町大字里見 1107-2	TEL (0865) 64-7218 (直) FAX (0865) 64-7240 (直)

国・県の機関

窓 口	所 在 地	電話・FAX 番号
岡山県備中県民局 福祉振興課	〒710-8530 倉敷市羽島 1083	TEL (086) 434-7056 (直) FAX (086) 425-1941
岡山県保健福祉部 障害福祉課	〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6	TEL (086) 226-7345 FAX (086) 224-6520
岡山県身体障害者更生相談所 (岡山県福祉相談センター内)	〒700-0807 岡山市北区南方 2 丁目 13-1	TEL (086) 235-4577 FAX (086) 235-4346
知的障害者更生相談所 (倉敷) 倉敷児童相談所	〒710-0052 倉敷市美和 1-14-31	TEL (086) 421-0991 FAX (086) 421-0990
倉敷児童相談所井笠相談室	〒714-8502 笠岡市六番町 2-5	TEL (0865) 69-1680 FAX (0865) 63-5281
岡山県精神保健福祉センター	〒700-0915 岡山市北区鹿田町本町 3-16	TEL (086) 272-8835 FAX (086) 272-8881
ハローワーク笠岡 (笠岡公共職業安定所)	〒714-0081 笠岡市笠岡 5891	TEL (0865) 62-2147(代)

相談窓口

窓 口	業務・相談内容等	電話番号
障害者の暮らしと権利 相談窓口	岡山市北区南方 2 丁目 13-1 (岡山県身体障害者福祉連合会内) ※無料 (月～金曜日 : 9:30～16:30)	TEL (086) 223-0020
子ども・家庭電話相談室	電話相談 (月～土曜日 9:00～20:00) 祝日・年末年始を除く	TEL (086) 235-4157
女性相談専用電話	電話相談 (月～金曜日 9:00～16:30) 土・日曜日、祝日を除く	TEL (086) 235-6060
身体障害者結婚相談所	岡山市北区南方 2 丁目 13-1 (岡山県身体障害者福祉連合会内)	TEL (086) 223-4562
こころの電話相談	電話相談 (岡山県精神保健福祉センター) (月、水、木曜日 9:30～12:00、13:00～16:00)	TEL (086) 272-8835

身体障害者相談員・知的障害者相談員・委託相談支援事業者・指定特定相談支援事業所

区 分	氏 名	連 絡 先	備 考
身体障害者相談員	中原 千加子		
	遠田 末吉		
知的障害者相談員	高田 桂子		
笠岡市・里庄町相談支援センター	相談支援専門員	(0865) 69-2030	身体・知的 精神障害
里庄町社会福祉協議会 障害福祉相談支援事業所	相談支援専門員	(0865) 75-0355	

各種団体

団体名	代表者	連絡先
岡山県身体障害者福祉連合会 浅口支部里庄分会 ※研修等様々な活動を行っています。	遠田 末吉	
若草むつみ会（知的障害） ※療育手帳をお持ちの方の家族等の団体で、 研修会等様々な活動を行っています。	高田 桂子	
クローバーの会（精神障害）	仁科 久之	64-1070（四つ葉の家）
発達障害者（児）親の会「そらいろ」	北村 美紀子	

2. 障害者手帳

身体障害者手帳

身体障害者福祉法などにより福祉サービスや医療費助成などの各種制度を利用するために必要な手帳であり、障害の程度により1～6級に区分されています。

身体障害者手帳は、申請に基づいて、身体に永続する障害（定められた程度以上）がある方に岡山県知事から交付されます。

○対象となる方

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能に障害がある方

○申請に必要なもの

- ・申請書（用紙は里庄町健康福祉課にあります）
- ・指定医師の診断書（用紙は里庄町健康福祉課にあります）
- ・本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm）
- ・マイナンバーが分かるもの

○申請・問い合わせ先

里庄町健康福祉課（TEL 6 4 - 7 2 3 2）

※内部障害（心臓、じん臓、肝臓、ぼうこう・直腸、小腸、呼吸器等）等については県での審査会で決定されますので、**交付までに2～3か月程度かかる場合があります。**

※複数の障害部位での申請の場合は診断書をそれぞれ提出してください。

療育手帳

知的障害者福祉法などにより福祉サービスや医療費助成などの各種制度を利用するために必要な手帳であり、障害の程度によりA（最重度及び重度）、B（中度及び軽度）に区分されています。

療育手帳は、申請に基づいて、知的障害のある方に対して岡山県知事から交付されます。

○対象となる方

児童相談所（18歳未満）または知的障害者更生相談所（18歳以上）で知的障害と判定された方

○申請に必要なもの

- ・申請書（用紙は里庄町健康福祉課にあります）
- ・本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm）
- ・マイナンバーが分かるもの

※申請前に児童相談所（倉敷）または知的障害者更生相談所（倉敷）での面接・判定が必要です。

判定を受けに行く場合は、予約（概ね2カ月前）が必要です。

○申請・問い合わせ先

里庄町健康福祉課（TEL 6 4 - 7 2 3 2）

倉敷児童相談所（TEL 0 8 6 - 4 2 1 - 0 9 9 1）

知的障害者更生相談所（倉敷、TEL 0 8 6 - 4 2 1 - 0 9 9 1）

倉敷児童相談所井笠相談室（TEL 0 8 6 5 - 6 9 - 1 6 8 0）

精神保健福祉手帳

精神保健福祉法により援助を受けたりするために必要な手帳であり、障害の程度により1級～3級に区分されています。

○申請に必要なもの

- ・申請書（用紙は里庄町健康福祉課にあります）
- ・年金を受給していない方：医師の診断書
- ・年金を受給している方：障害年金の年金証書等と社会保険事務所等へ年金等級等を照会する際に必要となる同意書
- ・本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ※写真貼付を選択しないこともできます。
- ・直近の年金振込通知書または年金額改定通知書

○更新・変更

手帳の有効期間は2年ですので2年ごとの更新手続きが必要です。住所、氏名等を変更した場合や紛失した場合の再交付、障害の状態の変更等には手続きが必要です。

○申請・問い合わせ先

里庄町健康福祉課（TEL 6 4 - 7 2 1 1）

◇身体障害者手帳・療育手帳を持たれている方へ

次のような場合は、手続きをしてください。

	必要なもの	
	身体障害者手帳	療育手帳
障害の程度が変わったり、新しく別の障害が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・指定医師の診断書 ・顔写真1枚 ・身体障害者手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・児童相談所の判定（18歳未満） ・知的障害者更生相談所の判定（18歳以上） ・顔写真1枚 ・療育手帳
紛失したり、破損したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・顔写真1枚 ・身体障害者手帳（破損した場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・顔写真1枚 ・療育手帳（破損した場合）
住所や氏名が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書 ・身体障害者手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書 ・療育手帳
死亡したとき、障害がなくなったとき（治癒したとき）、障害程度が変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・返還届出書 ・身体障害者手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・返還届出書 ・療育手帳
住所が変わったとき（他市町村へ転出）	転入する市町村で手続きを行ってください。	

3. 障害のある方を支援する制度

① 年金・手当

障害基礎年金 ※障害者手帳の等級とは異なります。

国民年金加入者が、加入期間中の病気やケガで重度の障害の状態になったときに支給されます。特別児童扶養手当を支給されていた方にも20歳から支給されます。

○対象となる方

国民年金法による1～2級の障害のある方

○支給額

1級（昭和31年4月2日以後生まれ）： 1,020,000円（年額）

（昭和31年4月1日以前生まれ）： 1,017,125円（年額）

2級（昭和31年4月2日以後生まれ）： 816,000円（年額）

（昭和31年4月1日以前生まれ）： 813,700円（年額）

※身体障害者手帳の等級や療育手帳の程度と関連しない。

※本人の所得による支給制限や子どもを扶養している場合、加算がある。

※子とは次の者に限る。

- ・18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子
- ・20歳未満で障害等級1級又は2級の障害者

○問い合わせ先

里庄町町民課（TEL64-3112）

倉敷西年金事務所（倉敷市玉島1952-1、TEL086-523-6395）

特別障害給付金制度 ※障害者手帳の等級とは異なります。

特別障害給付金制度は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給されていない障害のある方を対象に、福祉的措置として平成17年4月から創設された制度です。

○対象となる方

①平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金の任意加入者であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

以上のいずれかの場合で、国民年金の任意加入をされていなかった期間中に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方

○給付額

1級：月額 55,350円

2級：月額 44,280円

○給付対象月

請求のあった月の翌月分から給付されます。

○問い合わせ先

里庄町町民課（TEL64-3112）

倉敷西年金事務所（倉敷市玉島1952-1、TEL086-523-6395）

特別障害者手当

心身に重度の障害があるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする **20歳以上の方**に支給されます。

○対象となる方

日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある、**在宅で20歳以上の複数の重度の障害のある方**

ただし、**所得制限**があります。

○支給額

月額 28,840円

○必要なもの

- ・認定申請書
- ・所得状況届
- ・認定診断書
- ・身体障害者手帳または療育手帳（交付されている方のみ）
- ・請求者本人の年金証書（写）及び年金受領額のわかるもの
- ・受給資格者の戸籍謄本又は抄本
- ・世帯全員の住民票（写）（続柄が記載されたもの）
- ・受給資格者、配偶者、扶養義務者の課税証明書（※課税所得がある場合）
- ・本人名義の預金口座（口座振替申出書）

○問い合わせ先

里庄町健康福祉課（TEL 64-7232）

特別児童扶養手当

※手帳の等級とは異なります。

心身に障害のある児童を、家庭において養育している方に支給されます。

○対象となる方

20歳未満の身体障害者手帳1～3級程度（4級の一部）または療育手帳A程度（Bの一部）を所持している方及びそれと同等の障害等のある方を家庭において養育している方

ただし、**所得制限**があります。

○支給額

重度障害（1級）：月額 55,350円

中度障害（2級）：月額 36,860円

○必要なもの

- ・申請書
- ・認定診断書（省略できる場合があります）
- ・身体障害者手帳または療育手帳（交付されている方のみ）
- ・戸籍謄本（外国籍の方は不要）
- ・受給者（保護者）名義の預金通帳（口座振替申出書）

○問い合わせ先

里庄町健康福祉課（TEL 64-7232）

障害児福祉手当

心身に重度の障害があるために、日常生活において常に介護を必要とする児童に支給されます。ただし、所得制限などの制約があります。

○対象となる方

日常生活において常に介護を必要とする状態にある、**在宅で20歳未満の重度の障害のある方**

○支給額

月額 15,690円

○必要なもの

- ・認定申請書
- ・所得状況届
- ・認定診断書
- ・身体障害者手帳または療育手帳（交付されている方のみ）
- ・戸籍謄本（外国籍の方は不要）
- ・世帯全員の住民票（写）（続柄が記載されたもの）
- ・受給資格者、配偶者、扶養義務者の課税証明書（※課税所得がある場合）
- ・本人名義で郵便局以外の預金口座（口座振替申出書）

○問い合わせ先

里庄町健康福祉課（TEL 64-7232）

児童扶養手当

母親（父親）がいない家庭の児童または実質的に母親（父親）が不在の状態にある家庭の児童について児童を監護する母親（父親）、または母親（父親）に代わって児童を養育している方に対して支給されます。

また、母親（父親）が重度の障害の状態にあり、母親（父親）またはそれに代わる方が18歳未満の児童（障害のある児童については20歳未満）を監護または養育している場合にも支給されます。

○手当額

(R6.4 現在)

児童数	全部支給者	一部支給者
1人目	45,500円	45,490円～10,740円
2人目	10,750円加算	10,740円～5,380円加算
3人目以降	6,450円加算	6,440円～3,230円加算

※一部支給の額、2人目、3人目以降の加算額は所得額に応じて決定されます。

※所得制限などの制約があります。

○問い合わせ先

里庄町健康福祉課（TEL 64-7211）

援護金

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方に、援護金が社会福祉協議会から**12月に支給**されます。

※金額は等級によって異なります。

○問い合わせ先

里庄町社会福祉協議会（TEL 64-7218）

岡山県心身障害者扶養共済制度

心身障害のある方（児童）を扶養している保護者が、毎月掛金を納めることにより、保護者が死亡（重度障害を生じた場合も含む）した場合、障害のある方（児童）に年金が支給されます。

加入要件	心身障害のある方を扶養している65歳未満の方で、特別の障害のない方または特定の疾病にかかっていない方		
対象者	①身体障害者障害程度等級表1～3級の方 ②児童相談所、知的障害者更生相談所で知的障害と判定された方 ③精神または身体に永続的な障害があり、前2項と同程度の方（医師の診断）		
掛金額 （一口）	加入（口数追加）時の年齢 （毎年度の4月1日現在における年齢）	掛金（月額）	*生活保護を受けている世帯は 全額 、市町村民税が課せられていない世帯または免除されている世帯は 半額 、市町村民税所得割が課せられていない（均等割のみ課税）世帯は 3割 、掛金が免除されます。 *二口まで加入できます。
	35歳未満	9,300円	
	35歳～39歳	11,400円	
	40歳～44歳	14,300円	
	45歳～49歳	17,300円	
	50歳～54歳	18,800円	
	55歳～59歳	20,700円	
	60歳～64歳	23,300円	
支給額	（1口加入）月額20,000円 （2口加入）月額40,000円 ※特別加算対象者…療育手帳A、または身体障害者手帳1・2級の方		
必要なもの	○加入等申込書 ○申込者告知書 ○障害証明書 ○年金管理者指定届出書 ○世帯全員の住民票（写）（続柄が記載されたもの） ○身体障害者手帳または療育手帳		
問い合わせ	岡山県備中県民局福祉振興課（TEL086-434-7056） 里庄町健康福祉課（TEL64-7232）		

② 医療・訪問看護等

心身障害者医療費助成制度

重度の心身障害のある方や児童に対して、医療費の自己負担金（保険診療分）を助成します。（ただし、他の公費負担や健康保険組合等により付加金が支払われるときはその額を除きます。）

○対象者（生活保護受給者、**65歳以上で新規に手帳を取得した方を除く**）

- ①身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方
- ②療育手帳A（重度）をお持ちの方
- ③身体障害者手帳3級の所持者で、かつ、中度の知的障害（おおむねIQ36～50）の方

○必要なもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・健康保険証

○自己負担金

原則として医療費の1割が自己負担となります。ただし、世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が設定されます。

所得区分		外来だけの場合	外来と入院がある場合
一定以上		44,400円	80,100円+1% ※1
一般		12,000円	44,400円
低所得者 ※2	Ⅱ	2,000円（ 1,000円 ）	12,000円 （ 6,000円 ）
	Ⅰ	1,000円（ 500円 ）	6,000円 （ 3,000円 ）

※1 医療費総額が801,000円を超えたときは、次のとおりです。

80,100円+((医療費総額-801,000円)×1%)

※2 ()内は里庄町独自の負担上限月額になります。

ただし、令和7年6月30日までの経過措置となります。

○所得制限

すべての対象者に**所得制限**が適用されます。（老齢福祉年金の所得制限を適用）

○注意事項

- ・医療機関や薬局での自己負担金の支払いは、それぞれ窓口ごとに上記の金額となります。
- ・複数の医療機関を受診し、1か月間に支払った自己負担額の合計額が限度額を超えた場合は償還給付の対象となります。
- ・他の医療制度（後期高齢者医療、自立支援医療等）が適用できる場合は、そちらの医療が優先となります。（他法優先）
- ・新規に身体障害者手帳の取得等で対象になる方でも**65歳以上の方は適用外**となります。

自立支援医療（更生医療・育成医療）

障害を取り除いたり、程度を軽くしたり、日常生活を容易にするために医療が必要なときは、18歳以上の方は更生医療、18歳未満の方は育成医療が受けられます。

医療	対象者	申請窓口	必要なもの	備考
更生医療	身体障害者手帳を持っている 18歳以上の方	健康福祉課	・申請書 ・健康保険証 ・収入申告書 ・同意書 ・医師の診断書 等	○原則として医療費の1割が自己負担となります(ただし、所得等に応じて負担上限額が設定されます。)
育成医療	身体に障害のある 18歳未満の児童	健康福祉課	・申請書 ・医療機関の意見書 ・世帯調書 ・所得税額証明書 ・健康保険証	

※必ず治療が実施される前に申請してください。

※更生医療については、身体障害者更生相談所での判定が必要となります。その際には、レントゲンフィルムや心電図等必要な場合があります。

※更生・育成医療（医・薬）を受けられるのは、岡山県・岡山市・倉敷市が指定した医療機関・薬局に限ります。

自立支援医療（精神障害者医療）

精神障害の適正な医療を普及するため、通院医療費の医療費に関して、医療費を公費で負担します。

○必要なもの

- ・申請書（里庄町健康福祉課にあります）
- ・健康保険証
- ・医師の診断書
- ・年金を受給していない方：同意書及び収入申告書（健康福祉課にあります）
- ・年金を受給している方：所得が確認できる書類（年金額通知書、振込の記載がある通帳等）

○認定

- ・提出した書類は岡山県精神保健福祉センターへ送付し、判定されます。
- ・認定されると「受給者証」が交付され、認定された医療機関へ通院した場合、医療費の1割が自己負担となります。（ただし、所得や疾病等に応じて負担上限額が設定されます。）

○更新・変更

- ・受給者証の有効期限は1年です。
（有効期間の満了する日の概ね3か月前から申請することができます。）
- ・住所、氏名等を変更した場合の届出、受給者証を紛失した場合の再交付、非該当となったときの返還等の手続きが必要です。

○問い合わせ先

里庄町健康福祉課（TEL 64-7211）

後期高齢者医療制度の適用

高齢者医療確保法に基づく医療で、一般の方は満75歳から適用になりますが、**一定の障害がある方**で岡山県後期高齢者医療広域連合が認めた場合は**満65歳から申請により適用**されます。

○「一定の障害」とは

- ・身体障害者手帳1級～3級及び4級（音声機能または言語機能の障害、下肢機能障害の1号、3号または4号に該当する方のみ）の方
- ・療育手帳Aの方
- ・精神障害者保健福祉手帳の1級、2級

○必要なもの

- ・申請書
- ・身体障害者手帳等
- ・健康保険証

○医療を受けるとき

- ・発行された「後期高齢者医療被保険者証」医療機関窓口に提示してください。
- ・医療機関ごとに一部負担金が必要です。
- ・**保険料が発生します。**

○問い合わせ先

- 里庄町町民課（TEL 64-3112）（資格）
- 里庄町税務課（TEL 64-3113）（保険料）
- 岡山県後期高齢者医療広域連合（TEL 086-245-0090）

③ 日常生活の援助

補装具の製作・修理

補装具の支給は、治療終了後、症状が固定し、身体上の障害を補って日常生活や職業生活をしやすくするため、必要な補装具の製作または修理に係る費用の一部を支給しています。

○対象者

町内に住所を有する**身体障害者手帳をお持ちの方または難病患者などで支給が必要と認められた方**

○必要なもの

- ・補装具費支給（購入・修理）申請書
- ・身体障害者手帳
- ・購入（修理）業者からの見積書
- ・医師の意見書

（18歳未満の人、18歳以上で補聴器・弱視眼鏡等の書類判定が可能な補装具を希望する人）

- ・市町村民税（非）課税証明書（里庄町で課税状況の確認がとれない場合。）

○補装具種目

義足、義手、下肢装具、上肢装具、靴型装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、座位保持いす（児童）、起立保持具（児童）、排便補助具（児童）、歩行補助つえ、重度障害者意思伝達装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡（弱視眼鏡、遮光眼鏡）補聴器（標準型・高度難聴用・骨導型など）



○利用者負担額

原則として補装具の製作又は修理に係る費用の1割が自己負担となります。(ただし、本人及び配偶者(18歳未満の場合は保護者)の所得状況等に応じて上限月額が設定されます。)
各品目の基準額を超えた分については自己負担となります。

◆利用者負担の上限額

区分	対象となる方	上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	本人及び配偶者(18歳未満の場合は保護者)の市町村民税が非課税世帯の方	0円
一般	市町村民税課税世帯の方	37,200円

※障害をお持ちの方本人または配偶者(18歳未満の場合は保護者)の市町村民税所得割の納税額が46万円以上の場合は、支給対象外(全額自己負担)となります。

○注意事項

- ・介護保険の対象となる方は、以下の品目については、介護保険制度の福祉用具の貸与等を受けられることとなります。(車いす・電動車いす・歩行補助つえ)
- ・介護保険制度の福祉用具(既製品)では対応できない場合に限り、補装具として交付を受けることができます。
- ・装具には、変形の矯正用などの治療の手段として一時的に使われるものがあります。この治療用の補装具(腰痛のためのコルセット、訓練用義足など)は、医療保険からの給付となりますので、障害者総合支援法による補装具支給対象にはなりません。
- ・品目によっては岡山県身体障害者更生相談所の判定が必要となります。
- ・補装具費の支給制度では種目や型式ごとに耐用年数(通常の装用状態において当該装具が修理不能となるまでの想定年数)が設定されており、通常の補装具の再支給は耐用年数を過ぎたから行われます。ただし、障がい状況の変化等により適合しなくなった(合わなくなった)場合や、著しく破損し修理不可能な場合は、耐用年数内でも再支給は可能です。
- ・18歳未満の場合、指定自立支援医療機関医師の意見書が必要です。
- ・労働災害補償制度や医療保険制度等の適用により補装具の交付ができる場合はそちらが優先されます。

○問い合わせ先

里庄町健康福祉課 (TEL 64-7232)

日常生活用具の給付・貸与

障害のある方の日常生活をより円滑に行えるよう、必要に応じて日常生活用具を給付又は貸与しています。

○対象者

町内に住所を有する在宅(排泄管理支援用具は、施設又は医療機関に入所又は入院している場合を含む。)の障害のある方。(種目によっては給付できないものがあります。)

○必要なもの

- ・日常生活用具給付(貸与)申請書
- ・身体障害者手帳
- ・購入予定業者からの見積書

○日常生活用具の種目及び要件
別表（第3条、第4条、第6条、第11条関係）

区分	種 目	対象者
給付	◎特殊寝台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で学齢児以上の者 ・ 難病患者等で寝たきりの状態にある者
	◎特殊マット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢又は体幹機能障害 2 級以上若しくは重度の知的障害で 3 歳以上の者 ・ 難病患者等で寝たきりの状態にある者
	◎特殊尿器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢又は体幹機能障害 1 級以上で学齢児以上の者 ・ 難病患者等で自力では排尿できない者
	入浴担架	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で 3 歳以上の者
	◎体位変換器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する学齢児以上の者 ・ 難病患者等で寝たきりの状態にある者
	◎移動用リフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で 3 歳以上の者 ・ 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者
	訓練いす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で 3 歳以上 1 8 歳未満の者
	訓練用ベッド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で学齢児以上 1 8 歳未満の者 ・ 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者
	◎入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢又は体幹機能障害者で、入浴に介助が必要な 3 歳以上の者 ・ 難病患者等で入浴に介助を要する者
	◎便器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で学齢児以上の者 ・ 難病患者等で常時介護を要する者
	T 字状・棒状のつえ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 3 級以上の者
	◎移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上で 3 歳以上の者 ・ 難病患者等で下肢が不自由な者

頭部保護帽 (既製品は、80%の範囲内)	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又はてんかんの発作等により頻発に転倒する重度の知的障害児(者)・精神障害者
特殊便器	・上肢障害2級以上又は重度の知的障害で学齢児以上の者 ・難病患者等で上肢機能に障害のある者
火災警報器	・火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
自動消火器	・火災発生の感知・避難が困難な者(障害者、難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯)
電磁調理器	・視覚障害2級以上又は重度の知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
歩行時間延長信号機用小型送信機	・視覚障害2級以上で学齢児以上の者
聴覚障害者用屋内信号装置	・聴覚障害2級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
透析液加湿器	・腎臓機能障害3級以上の自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う3歳以上の者
ネブライザー(吸入器)	・呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害で必要と認められる者 ・難病患者等で呼吸器機能に障害のある者
電気式たん吸引器	
酸素ボンベ運搬車	・呼吸器機能障害をもつ在宅酸素療法者
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	・呼吸器機能障害3級以上で人工呼吸の装着が必要な者 ・難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者
視覚障害者用体温計(音声式)	・視覚障害2級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯
視覚障害者用体重計	
携帯用会話補助装置	・音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有する学齢児以上の者

情報・通信支援用具※		・上肢又は視覚障害２級以上で当該用具を接続し、使用し得るパソコン本体を所持する学齢児以上の者	
点字ディスプレイ・点字プリンター		・視覚障害２級以上で当該用具を接続し、使用し得るパソコン本体を所持する学齢児以上の者	
点字器		・視覚障害２級以上で学齢児以上の者	
点字タイプライター		・視覚障害２級以上で就労、就学している者又は就労が見込まれる者	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生	・視覚障害２級以上で学齢児以上の者	
	再生		
視覚障害者用活字文書読上装置			
視覚障害者用時計	触読式		
	音声式		
視覚障害者用拡大読書器			・視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者
聴覚障害者用通信装置			・聴覚障害３級以上又は発声言語障害であって学齢児以上の者
聴覚障害者用情報受信装置			・聴覚障害２級以上で学齢児以上の者
人工内耳用電池（充電器を含み、両耳装用者は両耳分とする。）	空気電池		・聴覚障害で、人工内耳を装用している者
	専用充電電池		
	専用充電器		
人工喉頭（電池・充電器込）		・喉頭摘出者で学齢児以上の者	
ストマ装具		・３歳以上で、直腸又は膀胱機能障害者でストマ造設者	

	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品）	・ 3歳以上の者で、先天性疾患等による高度の排便機能障害者、又は先天性疾患等による高度の排尿機能障害者、若しくは3歳以前に発症した脳原性運動機能障害者でかつ意思表示困難者
	収尿器（ラテックス又はゴム製）	・ 高度の排尿機能障害者
貸与	福祉電話	・ 聴覚障害者又は外出困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯

※情報・通信支援用具とは、障害者向けのパソコン周辺機器や、アプリケーションソフトをいいます。

○自己負担

原則として日常生活用具の給付又は修理に係る**費用の1割が自己負担**となります。（ただし、本人及び配偶者（18歳未満の場合は保護者）の所得状況等に応じて上限月額が設定されます。）各品目の基準額を超えた分については自己負担となります。

◆利用者負担の上限額

区分	対象となる方	上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	本人及び配偶者（18歳未満の場合は保護者）の市町村民税が非課税世帯の方	0円
一般	市町村民税課税世帯の方	37,200円

※障害のある方本人及び配偶者（18歳未満の場合は保護者）のいずれかの市町村民税所得割の納税額が46万円以上の場合は、支給対象外（全額自己負担）となります。

○注意事項

- ・ 表中、◎印は介護保険対象品目となります。（介護保険制度が優先されます）
- ・ 各品目の再給付は、耐用年数期間内の場合、給付が制限される場合があります。
- ・ ストマ装具については、1回の申請で <6か月分> の給付が可能です。〔1年度につき最大12か月分（4月から3月）まで給付が可能です。〕

○問い合わせ先

里庄町健康福祉課（TEL 64-7232）

外出支援サービス

車いすを利用する障害のある方が、通院、各種研修会への参加、旅行（ドライブ）、ショッピング等に利用できるリフト付き福祉車両（普通乗用車）の貸出を行っています。

○必要なもの

- ・ 申請書
 - ・ 印鑑
 - ・ 運転される方の免許証（写）
- ※運転者年齢条件 21歳以上限定

○申請・問い合わせ先

里庄町「四つ葉の家」（TEL 64-1070）

成年後見制度

成年後見制度とは、精神上的の障害により判断能力が十分でない方（認知症高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方等）の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が代わりに行うことにより、このような方の財産や権利を保護し、支援する制度です。

制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

☆法定後見制度

■法定後見人は、申し立てにより家庭裁判所が選任します。

■本人の判断能力の程度により、成年後見人、保佐人、補助人の3つに分けて選任されます。

	後見	保佐	補助
本人の判断能力	全くない	著しく不十分	不十分
援助者（法定後見人）	成年後見人	保佐人	補助人
申立てに対する本人の同意	不要	不要	必要

■家庭裁判所に申立てができる方は、**本人、配偶者、4親等内の親族等**です。

（ただし、申立てをする方がいない場合には、町長が申立てをすることができます。）

■家庭裁判所は、必要に応じて、成年後見監督人を選任し、後見人等の事務を監督させます。

☆任意後見制度

■将来、自分の判断能力が不十分になったときに備えて、自分の後見人になってもらいたい方（任意後見受任者）を自ら選任し、その方と契約をしておく制度です。

■その契約（任意後見契約）は、公証人が作成する**公正証書**によらなければなりません。

■家庭裁判所は、任意後見監督人を必ず選任し、後見人の事務の監督をさせます。

※成年後見制度に関する問い合わせ先

○里庄町地域包括支援センター

（TEL 0865-64-7232）

○かさおか権利擁護センター

（TEL 0865-62-5590）

○笠岡市・里庄町相談支援センター

（TEL 0865-69-2030）

○岡山家庭裁判所笠岡出張所

笠岡市笠岡1732（TEL 0865-62-2234）

○岡山家庭裁判所玉島出張所

倉敷市玉島1-2-43（TEL 086-522-3074）

○財団法人リーガルエイド岡山 高齢者・障害者支援センター

岡山市南方一丁目8-29 岡山弁護士会館内（TEL 086-223-7899）

○社団法人リーガルサポート岡山県支部（岡山県司法書士会）

岡山市北区富田町二丁目9-8（TEL 086-226-0470）

○笠岡公証役場

笠岡市笠岡507-74 戸田ビル2階（TEL 0865-62-5409）

高齢者・障害者無料法律相談

里庄町では、**奇数月の第2水曜日**に弁護士による無料法律相談会を実施し、法律や福祉についての相談をお受けしています。

日 時：奇数月の第2水曜日 10:00～12:00

場 所：里庄町健康福祉センター

※相談を希望される場合は、事前に電話予約をしてください。

※問い合わせ・予約先：里庄町地域包括支援センター（TEL 64-7232）

日常生活自立支援事業

ご自分の判断で福祉サービスの利用や日常的な金銭のやりとりに不安のある方が、地域で安心した生活が送れるように、利用者と社会福祉協議会が利用契約を結んだうえで、**生活支援員が訪問**してお手伝いします。

○対象者

ご自分の判断能力に不安のある方（認知症高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方等）

○サービス内容

（1）福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスについての情報提供や助言
- ・福祉サービスを利用するときの手続き
- ・福祉サービスについての苦情を解決するための手続き

（2）日常的金銭管理サービス

- ・福祉サービスの利用料を支払うときの手続き
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ・医療費を支払う手続き
- ・税金や社会保険料、公共料金などを支払う手続き
- ・預貯金の出し入れや解約などの手続き

（3）書類等の預かりサービス **※（2）のサービスを利用される方のみ対象**

（保管できる書類や印鑑）

預貯金通帳、証書（年金証書、権利証、契約書、保険証書）、実印、銀行印など

○利用料

- ・（1）と（2）は、1時間当たり1,100円。生活支援員の交通費は別途必要です。
- ・（3）は年額5,000円

※（1）（2）（3）とも生活保護受給中の方は無料です。

○問い合わせ先 里庄町社会福祉協議会（TEL 64-7218）

④ 障害者総合支援法による障害福祉サービス

■介護給付

種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。

	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で、常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等をします。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある方への外出時における支援をします。
	短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。（宿泊を伴うもののみ）
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	療養介護	医療の必要な障害のある方で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等をします。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

■訓練等給付

種類	サービスの名称	サービスの内容
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援（A・B）	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労定着支援	就労移行支援などを利用して通常の事業所に雇用された方の就労の継続を図るため、関係機関との連絡調整や就労による生活の相談、指導や助言が受けられます。
	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む方に、相談や日常生活上の援助をします。

※介護保険の対象となる方で介護保険と同じ種類のサービスがある場合は、介護保険のサービスを受けることが優先されます。

障害福祉サービスの利用の仕方



1 相談・申請

里庄町または相談支援事業者に相談します。
サービスが必要な場合は、町へ申請します。

相談支援事業者：障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

2 認定調査

申請後、調査員が現在の生活や障害等の状況についての調査（アセスメント）を行います。

3 審査・判定

調査の結果をもとに、コンピュータによる判定を行い、医師の意見書と合わせて審査会へ提出し、どのくらいサービスが必要な状態か（障害支援区分）を決定します。

4 認定・通知

障害支援区分や介護する方の状況、申請者の要望などをもとに、サービスの支給量などが決まり、通知され、受給者証が交付されます。

受給者証：サービスの支給が決まると交付されます。
サービスの利用に必要な情報が記載されていますので、大切に保管してください。

5 サービス利用意向の聴取、サービス等利用計画案の提出

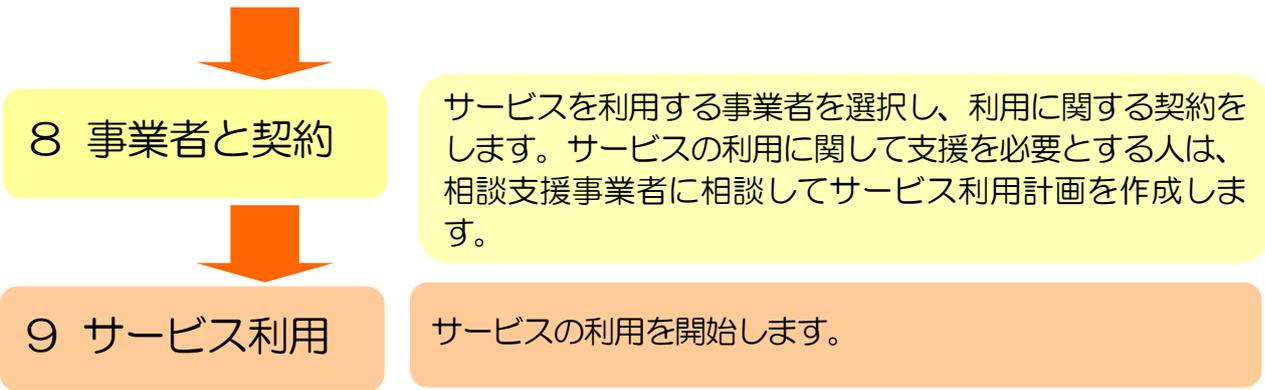
サービス等利用計画案は指定特定相談支援事業者が作成します。

6 支給決定

障害程度区分や本人・家族の状況、利用意向、サービス等利用計画案などを踏まえてサービスの支給量などを決定し、申請者に通知します。

7 サービス等利用計画の作成

決定した内容に基づき、指定特定相談支援事業者はサービス等利用計画を作成します。



⑤ 児童福祉法による障害児通所支援

サービスの名称	サービスの内容
児童発達支援	障害のある就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害のある児童に対し、授業終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図るための支援を行います。
保育所等訪問支援	障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。訪問支援員が支援に当たります。

⑥ 地域生活支援事業

相談支援事業

専門の相談員が、相談を通じて必要な情報を提供し、日常生活や社会生活を支援します。

○具体的な内容

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言等）
- ・社会生活力を高めるための支援 等

○相談窓口（相談支援事業者）

相談支援事業者名	対 象	連絡先
笠岡市・里庄町相談支援センター	身体・知的 精神障害	(0865) 69-2030

○利用料

無料（ただし、サービス利用に係る利用計画作成の場合は負担が必要）

意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣）

手話通訳者や要約筆記奉仕員が必要な聴覚障害等のある方へ派遣を行っています。派遣が必要な日の2週間前までに申請してください。

○利用料

無料

○申請・問い合わせ窓口

里庄町健康福祉課 FAX (0865) 64-7236 TEL (0865) 64-7232

移動支援事業

外出時に移動の支援が必要な方にヘルパー等を派遣し支援を行います。



○対象者

外出時に移動が困難な障害のある方

○利用料

原則として**事業費の1割**（生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯は**無料**）

※（18歳以上の障害者については、世帯の範囲は本人及び同一世帯に属する配偶者のみ）

区分	利用料	備考
身体介護を伴うもの	1時間あたり250円	・早朝（6:00～8:00）・夜間（18:00～22:00）は25%増し ・移動に係る交通費等は実費負担
身体介護を伴わないもの	1時間あたり150円	

○利用事業者

利用できる事業者は、町と委託契約をしている事業者となります。

(R6. 4 現在)

事業者名	所在地	連絡先
福祉あさくちヘルパーセンター	浅口市寄島町 16089-17	(0865) 54-3113
共助グループ喫茶去居宅介護支援事業所	岡山市北区宿 230-2	(086) 201-1019
サンキ・ウエルビィ介護センター笠岡	笠岡市十一番町 1-20	(0865) 69-0530
P.P.P. エスコート!	倉敷市水島相生町 16-6	(086) 441-0034

※実施時間、受入対象者等については、各事業所で異なりますので必ずご確認ください。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出・・・生活必需品の買い物、冠婚葬祭、理美容、金融機関への外出、公的行事への参加 等

(2) 社会参加又は余暇活動的な外出・・・各種行事の参加、レクリエーション 等

※通学・通所・通勤は原則利用できない。

※最寄りの駅で待ち合わせ、目的地のみで利用することはできる。

○申請・問い合わせ窓口

里庄町健康福祉課 (TEL 64-7232)

日中一時支援事業

家族の就労支援と介護者の一時的な休息を提供します。

○対象者

日中において一時的に見守り等の支援が必要と認められる在宅の障害のある方

○利用料

原則として**事業費の1割**（生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯は**無料**）

※（18歳以上の障害者については、世帯の範囲は本人及び同一世帯に属する配偶者のみ）

区分	サービス利用時間	
	4時間以下	4時間超
重症心身障害児（者）※	400円/日	500円/日
その他の障害児（者）	300円/日	400円/日
送迎（片道につき）	500円（ただし、距離に応じて実費負担が必要）	

※重症心身障害児（者）…身体障害者手帳1級又は2級かつ療育手帳Aの人

○利用事業者

利用できる事業者は、町と委託契約をしている事業者となります。

(R6.4月現在)

事業者名	所在地	連絡先	備考
障害者支援施設 あお空	浅口市金光町佐方 2130	(0865) 42-6306	食事提供 有
認定特定非営利活動法人 ハーモニーネット未来	笠岡市笠岡 5909	(0865) 63-4955	食事提供 有
特定非営利法人 なゆか	浅口市鴨方町本庄 632-1	(0865) 54-0555	送迎・ 食事提供 有
日中一時支援事業所 笠岡学園	笠岡市金浦 754-1	(0865) 66-0866	食事提供 有
キッズデイサービスひかり	笠岡市十一番町 1-9	(0865) 63-8970	送迎 有
こうのしま荘地域活動支援 センター	笠岡市神島 3628-3	(0865) 67-6113	食事提供 有
日中一時支援 がく	浅口市金光町佐方 181-1	(0865) 54-0666	送迎・ 食事提供 有
P.P.P. ヒマワリ！玉島	倉敷市玉島栢島 1531-2	(086) 441-8011	送迎 有

※受入時間、受入対象者、送迎の有無、開所日等については各事業者で異なりますので、必ずご確認ください。

○申請・問い合わせ窓口

里庄町健康福祉課（TEL 64-7232）

地域活動支援センター事業

日中活動（創作的活動・生産活動）や機能訓練、社会適応訓練等を行います。
必要に応じて入浴や食事を提供します。

○実施施設

Ⅱ型事業（機能強化事業）

地域活動支援センターこのしま荘（笠岡市神島 3628-3）

○開所時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

○利用料

原則として**事業費の1割**

（生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯は**無料**）+ 実費負担

※（18歳以上の障害者については、世帯の範囲は本人及び同一世帯に属する配偶者のみ）

利用時間	利用料	
4時間以下	240円/日	入浴 120円 食事 560円
4時間超	360円/日	
送迎（片道につき）	50円	

※創作活動等に伴う材料費等は実費負担となります。

○申請・問い合わせ窓口

里庄町健康福祉課（TEL 64-7232）

自動車運転免許取得支援事業

障害のある方の社会参加促進及び就労支援を目的として、自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成します。

○対象者

- ・里庄町内に住所を有する方で、身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている方
- ・自動車運転免許を取得することによって、就労など社会参加が見込まれる方

○助成額

自動車運転免許の取得に直接かかった費用の2/3（上限10万円）

○申請・問い合わせ窓口

里庄町健康福祉課（TEL 64-7232）

自動車改造助成事業

就労等のため、身体障害のある方本人又は介護者が所有し、運転する自動車の操向装置等を改造する必要がある方に、改造費の一部を助成します。

○対象者

- ・里庄町内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けた方で、**上肢、下肢又は体幹機能障害 1～2級の方**

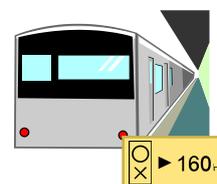
(ただし、本人の所得について所得制限があります)

○助成額

改造に直接かかった費用（上限10万円）

○申請・問い合わせ窓口

里庄町健康福祉課（TEL 64-7232）



⑦ 交通・移動の援助

JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳を提示して割引乗車券・乗船券などを購入してください。

種別	割引の対象	種類	割引率	割引特記事項
第1種障害者	障害のある方が単独で乗車	普通乗車券	5割	○鉄道は片道100キロ以上利用する場合
	障害のある方が介護者とともに乗車	普通乗車券	本人・介護者とも5割引	○介護者は1人のみ適用 ○小児定期乗車券の割引はありません ※介護者の定期乗車券は障害児が「通学児」であっても「通勤定期券」を割引します
		回数乗車券		
		急行券 (特別急行券除く) 定期乗車券		
第2種障害者	障害のある方が単独で乗車	普通乗車券	5割	○鉄道は片道100キロ以上利用する場合
	介護者（12歳未満の障害児とともに利用する場合）	定期乗車券	5割	○12歳未満の障害児が、小児定期乗車券によって利用する場合に、介護者1人のみ適用 ○小児定期乗車券の割引はありません ※介護者の定期乗車券は障害児が「通学児」であっても「通勤定期券」を割引します

※ **特急券・指定席券・グリーン券は割引の対象とはなりません。**

○問い合わせ先：JR各駅窓口

バス運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方

割引対象者		第1種障害者		第2種障害者
		障害のある方が 単独で乗車	障害のある方が 介護者とともに乗車	
種類	乗車券	本人：5割引	本人：5割引 介護者：5割引	本人：5割引
	定期乗車券	本人：3割引	本人：3割引 介護者：3割引	本人：3割引

精神福祉手帳の交付を受けている方

割引対象者		1級		2級または3級
		障害のある方が 単独で乗車	障害のある方が 介護者とともに乗車	
種類	乗車券	本人：5割引	本人：5割引 介護者：5割引	本人：5割引
	定期乗車券	本人：3割引	本人：3割引 介護者：3割引	本人：3割引

※ バス会社によってはこの制度が利用できない場合もあります。

○問い合わせ先：各バス会社営業窓口



有料道路通行料金の割引

移動などに制約のある障害のある方の社会参加を促進するため、有料道路の通行料金を割り引く制度があります。事前に手帳に申請する自動車の登録手続きを行い、有料道路の料金所で手帳を提示することで、通常料金の**半額割引**を受けることができます。

対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けた方本人が自動車を運転する場合 重度の身体障害のある方または重度の知的障害のある方が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合 <p>※ 重度：身体障害者手帳・療育手帳の第1種</p>
対象車種	<ul style="list-style-type: none"> 乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。 貨物自動車（後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないものまたは乗車設備と荷台が仕切られているもので、最大積載量が500kg以下のもの） 特種用途自動車（車いす移動車、身体障害者輸送車またはキャンピング車であって、乗車定員が10人以下のもの） 二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの） <p>※事前に登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）でも割引対象。（料金所で係員が手帳の記載事項、障害者本人の乗車の確認を行います） ただし、営業用の自動車を除く。</p>
割引率	通常料金の半額（他の割引との併用はできません）

申請窓口	里庄町 健康福祉課	
必要な書類	E T Cを利用しない場合	E T Cを利用する場合
	<ul style="list-style-type: none"> ○有料道路障害者割引申請書 ○身体障害者手帳または療育手帳 ○登録を希望される自動車の車検証 ○運転免許証（本人が運転する場合） ※旧制度での割引証をお持ちの場合は不要ですので返還してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○有料道路障害者割引申請書 ○身体障害者手帳または療育手帳 ○登録を希望される自動車の車検証 ○運転免許証（本人の運転の場合） ○E T Cカード（原則として本人のものに限る） ○登録を希望される自動車に取り付けられた車載器の「E T Cセットアップ申込書・証明書」
手続き	<p>里庄町健康福祉課において、手帳に専用シールを貼り、自動車のプレートナンバー、割引有効期限等を記載します。</p> <p>※E T C利用の場合は、E T C利用対象者証明書の発行をしますので、登録事務所へ郵送してください。</p>	
有効期限	<p>申請日から、対象者の2回目の誕生日まで（更新申請の場合は3回目まで）</p> <p>※更新申請は有効期限の2ヵ月前から可能です。（E T C利用の場合、2週間前までに更新をしてください。）</p>	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○有料道路の料金割引を受けられる際には、必ず手帳を携行してください。 ○介護人運転においては、いかなる場合でも重度の障害のある方本人が乗車されていない場合は割引の適用にはなりません。 ○虚偽の申告によって通行料金割引登録や手帳の貸与や譲渡など不正行為及び不正通行があった場合には、当該割引を2年間停止します。 ○有効期間内に変更があった場合は変更の届出をしてください。 	

タクシー運賃の割引

運賃・料金を支払う際に、身体障害者手帳または療育手帳を運転手に提示し、割引を受けてください。

- 対象者：身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方
- 割引率：運賃・料金の**1割引**
- 利用範囲：岡山県内及び割引を実施しているところ
- 問い合わせ先：各タクシー会社



航空旅客運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳、精神福祉手帳を提示して航空券を購入してください。

割引の対象となるのは、満12歳以上で、適用区間は国内の定期航空路線の全区間です。割引率など詳しくは、各航空会社にお問い合わせ下さい。

- 問い合わせ先：各航空会社窓口

障害者通院支援金給付事業（人工透析）

人工透析患者の通院に要する費用の一部を補助しています。

○受給資格

町内に住所を有する方で、**町内に1年以上居住**しており、対象者本人が住民**税非課税**の方

○給付内容

通院1回につき1,500円支給。ただし、1ヵ月につき2回までを限度とする。

○給付申請

前期分（4月～9月）については9月に、後期分（10月～3月）については3月にそれぞれまとめて申請してください。

○必要書類

- ・障害者通院支援金給付申請書（社会福祉協議会にあります）
- ・身体障害者手帳の写し
- ・通院証明書など通院を確認できる資料（領収書、レシート等）

○申請・問い合わせ先

里庄町社会福祉協議会（TEL 64-7218）

駐車禁止除外車両標章の交付

身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害のために歩行が困難な方、または療育手帳のAの交付を受けている方は、駐車禁止除外車両標章の交付を受けることができます。

○申請・問い合わせ先

住所を管轄する警察署の交通課（玉島警察署交通課）

岡山県身体障害者福祉連合会（TEL086-223-4562）

※ただし、障害の部位や等級に基準があります。

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度

「身体等に障害のある方で歩行が困難な方」「高齢・難病等により歩行が困難な方」「一時的に歩行が困難な方（けが・妊産婦）」で利用証を交付された方が、県と協定を結んだ施設で優先的に駐車スペースを利用できます。

○申請先

里庄町健康福祉課（TEL 64-7232）

⑧ 公共料金の減免

NHK放送受信料

障害者手帳の交付を受けた方で次に該当する場合はNHKの放送受信料の減免を受けることができます。

	全額免除	半額免除
免除対象者	①低所得世帯（生活保護世帯） ②身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を受けている方のい	世帯主が 下記のいずれかに該当する障害者手帳の交付を受けている世帯 ①視覚障害・聴覚障害

	る世帯で、かつ、 その世帯構成員すべてが住民税非課税 の場合	②身体障害者手帳 1級・2級 療育手帳 A 精神保健福祉手帳 1級
申請手続	「放送受信料免除申請書」に役場の証明を受けてから、NHKの営業窓口 に提出してください。なお、免除開始月はNHKの受理月からとなります。 (NHKの受信料問い合わせ先：TEL 0570-077077)	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・放送受信料免除申請書（役場またはNHKの営業窓口にあります） ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳 ・印鑑 ・世帯の所得額が分かるもの（全額免除②のみ） 	

○申請先

里庄町健康福祉課（TEL 64-7232）

携帯電話の割引

障害者手帳を所持している方について、各携帯電話会社では割引サービスを実施しています。
詳しくは、各携帯電話会社へお問い合わせください。

携帯電話会社	サービス内容	問い合わせ先
NTTドコモ	基本使用料 割引等	(携帯) 151 (一般電話) 0120-800-000
au	通話料 割引等	(携帯) 157 (一般電話) 0077-7-111
ソフトバンクモバイル	基本使用料 割引等	(携帯) 157 (一般電話) 0088-250-157

ふれあい案内（NTTの無料番号案内）

障害のため電話帳を利用することが困難な方が、あらかじめ登録電話番号と暗証番号を登録しておけば、NTTの電話番号案内を無料で利用できる制度です。

手続きの方法など詳しくはNTTフリーダイヤル（0120-104174）にお問い合わせください。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳の交付を受けた方で以下に該当する方 (1) 視覚障害…1級～6級 (2) 肢体不自由（上肢、体幹機能障害）…1級、2級 ②療育手帳の交付を受けた方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
申込先	フリーダイヤル 0120-104174（土日・祝日除く9:00～17:00）
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申込用紙（上記のフリーダイヤルに請求してください） ・身体障害者手帳または療育手帳のコピー（氏名、手帳番号、障害名、級別、障害の程度の記載されている部分） ・代理の方が届け出る場合は代理の方の印鑑が必要です。

青い鳥郵便はがきの無償配布

「くぼみ入り通常郵便はがき」が20枚配付されます（無料）

○対象者

身体障害者手帳1級または2級、療育手帳Aの交付を受けた方

○申込方法

最寄りの郵便局（簡易郵便局を除く）に身体障害者手帳または療育手帳を持参のうえ申し込みます。（代理人または郵便による申込みもできます）

なお、郵便で申し込む場合は、郵便局などに備え付けの整理票（適宜な用紙でも可）に、本人の住所、氏名、手帳の種類、手帳番号、級別及び程度などを記入して、郵送してください。

○申込期間

4月1日～5月31日

○配布方法

・配布開始日（4月20日）以降、申込者の住所または居所を受け持つ集配郵便局から専用封筒で郵送します。

☆詳しくは、最寄りの郵便局にお尋ねください。

公共施設などの入場料

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた方が、公共施設などを利用する際に、手帳を提示すると入場料・利用料が減額または免除される場合があります。

☆詳しくは、各施設へお尋ねください。

⑨ 税の控除・減免

心身に障害のある方は、障害の状況などによって、所得税、住民税、相続税及び贈与税などの控除が受けられます。

所得税・住民税等

種 類	対象・条件	控除額		
		所得税	住民税 (県町民税)	
障害者 控 除	本人または控除対象 配偶者及び扶養親族 が障害者や特別障害 者である場合	一般（普通障害者控除） （身体障害者手帳3級以下、 療育手帳Bなど）	27万円	26万円
		特別障害者 （身体障害者手帳1・2級、 療育手帳Aなど）	40万円	30万円
		うち同居の場合	75万円	53万円
小規模企 業共済等 掛金控除	心身障害者扶養共済 制度（心身障害者保 険扶養制度）の掛金	年間に支払った掛金（加入者 負担金）	全額	全額

医療費控除	在宅療養の介護費用（傷病により寝たきり等の状態にあり、継続的な診療を受けている障害のある人の場合）	ホームヘルパーなどによる在宅介護サービス（家事援助を除く）を受けて年間に支払った費用負担金	費用負担金を含めた医療費の総額から計算	費用負担金を含めた医療費の総額から計算
	その他、ストマ用装具、おむつ費用などが医療費控除の対象になる場合があります。詳しくは税務署等へお尋ねください。			
特例	前年分合計所得金額が125万円以下の障害のある方			非課税
その他詳細については、右の窓口へお尋ねください。			玉島税務署 086-522-3121	税務課 TEL64-3113

※障害者控除、配偶者控除、扶養控除の控除額は、障害のある方1人についての額となります。
 ※このほか、下記の税の減免については、それぞれの窓口へお尋ねください。

○相続税・贈与税・消費税…税務署

玉島税務署（倉敷市玉島阿賀崎2丁目1番50号、TEL086-522-3121）

○事業税…備中県民局税務部（個人課税班 TEL086-434-7058、法人課税班 TEL086-434-7016）

○新マル優制度（預貯金等の利子の非課税）…それぞれの金融機関

自動車税・軽自動車税・自動車取得税

次の表に該当する場合、上記の税が減免されます。

障害種別 ＼障害等級	本人運転の場合						生計を一にする方、常時介護者が運転する場合					
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
視覚障害					4級の1まで						4級の1まで	
聴覚障害												
平衡機能障害												
音声機能障害（気管を開口している方に係る場合に限る）												
肢体不自由（上肢障害）												
肢体不自由（下肢障害）												
肢体不自由（体幹障害）												

	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く						一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く			
		移動機能							3級は一下肢のみの場合を除く			
	内部障害											
	知的障害		重度（療育手帳A）である者						重度（療育手帳A）である者			
対象自動車（事業用は除く。障害のある方1人につき1台）	<p>◆障害のある方本人が所有する車で、上記の表に該当する方</p> <p>◆未成年者、知的障害のある方については、生計を一にする方が所有する車も対象になります。</p> <p>※生計を一にする方、常時介護者が運転する場合は、使用目的や所有関係等についても例外もあるので、詳しくはそれぞれ下記の申請窓口にお問い合わせください。</p>											
申請窓口	<p>自動車税（環境性能割・種別割）および軽自動車税環境性能割 岡山県備中県民局税務部（倉敷市羽島 1083）TEL086-434-7071</p> <p>軽自動車税種別割 里庄町税務課 TEL 6 4 - 3 1 1 3</p> <p>自動車取得税 岡山県備前県民局税務部分室（岡山市中区藤原 25）TEL086-272-1434</p> <p>軽自動車取得税 岡山県自動車税事務所岡山分室（岡山市北区久米 177-3）TEL086-245-6900</p>											

⑩ 就労支援、福祉就労

職業紹介

ハローワーク（公共職業安定所）では、働くことを希望している障害のある方に対して、職業相談、就職のあっせんを行っています。

また、就職困難な方の就職を促進するための各種の施策を行っています。

○ハローワーク笠岡（笠岡公共職業安定所）

笠岡市笠岡 5 9 8 1（TEL 0 8 6 5 - 6 2 - 2 1 4 7）

倉敷障がい者就業・生活支援センター

職場への定着が困難な障害のある方や就業経験のない障害のある方に対し、就業や日常生活・社会生活上の支援・相談に応じています。

○利用できる方

備中県民局管内（倉敷、笠岡、浅口、井原、高梁、総社、新見、里庄、矢掛、早島）にお住まい、または社会福祉施設等を利用している障害のある方（家族・支援者を含む）

障害のある方を雇用している事業所や、今後雇用しようと考えている事業所

○利用時間

毎週火曜日～土曜日（日曜・月曜・祝日・年末年始は休み） 9：00～17：00

○業務内容

◆就労相談

働きたい、働く上での悩み事などさまざまな相談に応じます。

◆基礎訓練・職業準備訓練

福祉施設や実際の事業所で働く経験をし、働くことへの不安を軽減し、意欲を高めます。

◆職場開拓

ハローワークと協力し、その人にあった職場を探します。

◆職場実習

就業を前提とした職場で実習をします。

○連絡先

倉敷障がい者就業・生活支援センター（倉敷市笹沖 180）

（倉敷駅からバスで約15分。駐車場完備）

TEL (086) 434-9886 FAX (086) 434-9853

E-mail : jiritsu@mx6.kct.ne.jp



○その他

- ・利用は無料です。
- ・「個人情報」や「企業情報」等のプライバシーは守られます。

岡山障害者職業センター

障害者職業センターでは、就職を希望される障害のある方を対象に、公共職業安定所が行っている職業紹介等との密接な連携を保って、次の業務を行っています。

○所在地

岡山市北区中山下 1-8-45 NTT クレド岡山ビル 17 階 (TEL 086-235-0830)

○受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：45～17：00

○業務内容

（障害のある方に対して）

- （1）職業相談：本人の職業選択や職業上支障となる各種の問題について相談します。
- （2）職業評価：作業遂行のレベルと作業適応性を各種の検査によって把握します。
- （3）ジョブコーチ支援事業：職場にジョブコーチを派遣し、就職及び職場定着に関する支援を行います。
- （4）職業準備支援事業：基本的労働習慣を確立して、就職を目指します。
- （5）職場復帰支援：うつ病等の精神障害により休職している方、その方の復職に取り組んでいる事業主に対して支援を行います。
- （6）職場適応指導：就職先の職場訪問を行いフォローアップを行います。

(事業主に対して)

障害のある方の受入から採用後に至るまでの雇用管理に関する様々な問題について、専門的な助言、援助を行っています。

※相談の秘密は固く守られ、諸検査に要する費用は無料です。

国立吉備高原職業リハビリセンター

障害のある方に、一貫した職業リハビリテーションサービスを行うことにより、職業人としての自立を援助するための施設です。

○所在地

岡山県加賀郡吉備中央町吉川7520 (TEL0866-56-9000)

○入所対象者

①身体障害のある方(身体障害者手帳所持者)で、次のすべての条件を満たしている方

- ・就職意欲があり、職業訓練等を受講することに熱意を有する方
- ・原則として、高等学校卒業者またはこれと同程度の学力を有すると認められる方
- ・日常生活動作が自立しており、集団生活が可能な方
- ・職業訓練を受講することにより、職業的自立が可能であると認められる方

②知的障害のある方(療育手帳所持者ほか)で、次のすべての条件を満たしている方

- ・就職意欲があり、職業訓練等を受講することに熱意を有する方
- ・日常生活において自己の身辺処理が確立しており、集団生活が可能な方
- ・基本的労働習慣がおおむね確立しており、職業訓練を受講することにより、職業的自立が可能であると認められる方

○問い合わせ先

リハビリセンター管理課 (TEL0866-56-9000)

ハローワーク笠岡(笠岡公共職業安定所) (TEL0865-62-2147)

4. その他

よくある問い合わせ

Q. 車に貼る車いすマークはどこで買えますか？

A. カー用品店、ホームセンターなどで買えます。役場での斡旋はありませんし、購入に申請等は必要ありません。

障害のある方のマーク

障害のある方に配慮した施設であることや、それぞれの障害についてわかりやすく表示するためのいろいろなマークや標示があります。これらは、国際的に定められてものや、各障害者団体が独自に提唱しているものがあります。

○障害のある方のための国際シンボルマーク



このマークは、障害のある方が利用できる建築物や公共交通機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークで、国際標準化機構（ISO）の公共案内図記号として制定されています。国際リハビリテーション協会により1969年に採択されました。

マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

※このマークは、すべての障害のある方を対象としたもので、特に車いすを利用する障害のある方に限定し使用されるものではありません。

○身体障害のある方の標識（四つ葉のクローバーマーク）



このマークは、肢体不自由障害のある方が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼす恐れがあるときは、この標識を標示して運転するよう努めなければなりません。

○視覚障害のある方を標示する国際シンボルマーク



このマークは、世界ろう連盟（WFD）が定めた視覚障害のある方を示す世界共通の国際シンボルマークです。

ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。

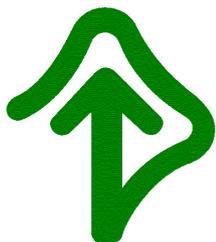
○聴覚障害のある方を標示する国際シンボルマーク



このマークは、世界ろう連盟（WFD）が定めた聴覚障害のある方を示す世界共通の国際シンボルマークです。

ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。

○聴覚障害のある方のシンボルマーク（耳マーク）

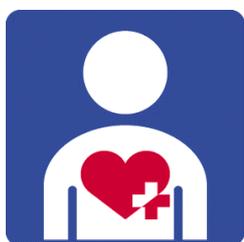


このマークは、聴覚障害を示す耳が図案化されたもので、聴覚障害のある方を示す国内で使用されているマークです。

聴覚障害のある方は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益になったりするなど、社会生活のうえで不安が少なくありません。預金通帳、診察券などにこのマークが貼付されているなど、マークの提示をされた場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります。

※このマークは、聴覚障害のある方が自発的に使用するもので、法的拘束力はありません。

○「ハート・プラス」マーク

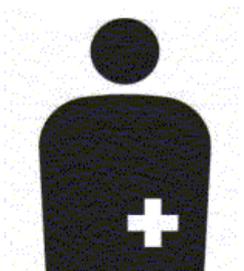


このマークは、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能）のある方を表すシンボルマークです。

内部障害のある方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。このマークを標示している場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。

※このマークは、内部障害のある方が自発的に使用するもので、法的拘束力はありません。

○オストメイトマーク



このマークは、オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している方を示すシンボルマークで、社団法人日本オストミー協会が提唱しています。

オストメイト対応のトイレ（排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺の皮膚や装具の洗浄等ができるトイレ）であることを示すために、トイレの入口に標示されます。

○身体障害者補助犬（ほじょけん）啓発マーク



このマークは、補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店等の入口などに貼るマークです。

補助犬は、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。

一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店等）では受入が義務付けられています。

○ヘルプマーク



援助が必要な方のマークです。

このマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮していることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、作成したマークです。

〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町大字里見 1107-2

里庄町健康福祉課

TEL (0865) 64-7232 FAX (0865) 64-7236

e-mail: kenkou@town.satosho.lg.jp